

平成21年5月15日

各 位

会 社 名 株式会社シャルレ
代 表 者 名 代表執行役社長 岡本 雅文
(コード番号 9885 大証二部)
問 合 せ 先 管理本部長 奥平 和良
TEL (078) 792-7134

役員人事および顧問人事について

当社は、平成21年5月15日付で、取締役候補者および監査役候補者の人事に関し、下記のとおり決定いたしました。また、同日開催の当社取締役会において、顧問人事に関し、下記のとおり決定いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

I. 役員人事

1. 取締役候補者について

次の者を平成21年6月24日開催予定の第34回定時株主総会の会議の目的事項である取締役選任に関する議案の取締役候補者とする。

監査役会設置会社 (第34回定時株主総会終了後)	氏 名	委員会設置会社(現在)
取締役(新任)	岡本 雅文	代表執行役社長
取締役(新任)	橋本 欣也	代表執行役副社長
取締役(新任)	馬場 博明	執 行 役
取締役(新任)	脇田 純一	—

※取締役候補者の略歴は、添付資料1のとおりです。

2. 監査役候補者について

次の者を平成21年6月24日開催予定の第34回定時株主総会の会議の目的事項である監査役選任に関する議案の監査役候補者とする。

監査役会設置会社 (第34回定時株主総会終了後)	氏 名	委員会設置会社(現在)
監査役(新任)	柴崎 真一	顧 問
監査役(新任)	木村圭二郎	—
監査役(新任)	西本 和生	—

(注) 柴崎真一氏は、平成21年5月18日付にて当社顧問に就任いたします。

※監査役候補者の略歴は、添付資料1のとおりです。

3. その他

各取締役候補者について、ガバナンス監視委員会より、取締役の業務執行を行う者として相当性を有している旨の答申書を受領しております。

また、各監査役候補者についてもガバナンス監視委員会より、監査役の監査業務を行う者として相当性を有している旨の答申書を受領しております。

なお、ガバナンス監視委員会からの答申書の詳細は、添付資料2のとおりです。

II. 顧問人事

1. 目的

- (1) 監査役候補者として、機関設計変更後の監査体制の確立を行うため。
- (2) 他社でのアナリスト業務を通じて様々な企業の調査・分析を行ってきた経験があり、海外での勤務経験も豊富であることからグローバルな視点での意見が期待でき、また、監査役の実験もあり、経営全般に関する適切な監視が期待できるため。

2. 顧問の氏名

柴崎 真一（しばさき しんいち）

3. 役職名

顧問（常勤）

4. 略歴

添付資料1のとおりです。

5. 就任日

平成21年5月18日

添付資料

1. 取締役候補者および監査役候補者の略歴
2. 答申書（平成21年5月12日 ガバナンス監視委員会）

以 上

(添付資料1) 取締役候補者および監査役候補者の略歴

1. 取締役候補者の略歴

岡本 雅文 (おかもと まさふみ)

生年月日 昭和39年12月4日生

略 歴 平成元年 4月 プロクター・アンド・ギャンブル・ファー・イースト・インク入社
平成13年 7月 当社入社
平成14年 4月 当社 NPプロジェクト・マネージャー
平成15年 4月 当社 商品開発第3グループ・マネージャー
平成16年 4月 株式会社プレール 代表取締役社長
平成16年12月 当社 新規事業部 事業部長
平成17年 3月 香羅奈(上海)国際貿易有限公司 董事
平成18年 4月 株式会社エヌ・エル・シー コーポレーション 代表取締役
平成19年 6月 当社 執行役
平成20年12月 当社 代表執行役社長(現任)
平成20年12月 株式会社BC代表清算人(現任)
平成21年 1月 有限責任中間法人ここむす代表理事(現任)

橋本 欣也 (はしもと きんや)

生年月日 昭和31年4月16日生

略 歴 昭和56年11月 当社入社
平成11年 4月 当社 西メンバーサポートグループ・マネージャー
平成16年 4月 当社 執行役員
平成16年12月 当社 シャルレビジネス事業部 営業企画本部 本部長
平成19年 4月 株式会社シャルレ CS執行部 副執行部長
平成19年 7月 株式会社シャルレ 戦略本部 本部長
平成20年 4月 当社 執行役
平成20年12月 当社 代表執行役副社長(現任)
平成20年12月 株式会社がいS代表取締役社長(現任)

馬場 博明 (ばば ひろあき)

生年月日 昭和37年7月10日

略 歴 昭和62年 4月 川崎重工業株式会社入社
平成2年 7月 リーマン・ブラザーズ証券東京支店 経理部 マネージャー
平成4年 4月 株式会社リージェント・ソフトウェア Controller(管理本部長)
平成8年 3月 日本シスコシステムズ株式会社 Controller(財務部長)
平成10年 7月 同社 Sr.Manager, FP&A(財務部長/経営企画担当)
平成12年 6月 株式会社ディールメーカーズ代表取締役(現任)
平成14年 2月 アカデミーキャピタルインベストメンツ株式会社 取締役 CFO 兼務
平成21年 2月 当社 顧問
平成21年 4月 当社 執行役(現任)

脇田 純一 (わきた じゅんいち)

生年月日 昭和18年12月16日

略 歴 昭和37年 4月 大和証券株式会社入社

昭和 59 年 1 月 同社釧路支店長
 昭和 61 年 6 月 同社上野支店長
 昭和 63 年 6 月 同社株式本部転換社債部長
 平成元年 1 月 同社広島支店長
 平成 4 年 6 月 同社公開引受本部副本部長
 平成 9 年 6 月 同社参与
 平成 9 年 12 月 同社参与法人部長企業公開担当
 平成 10 年 6 月 大和ファイナンス株式会社常務取締役
 平成 11 年 6 月 同社代表取締役専務
 平成 12 年 4 月 エヌ・アイ・エフ ベンチャーキャピタル（現大和 S M B C キ
 ャピタル）常務取締役
 平成 13 年 6 月 同社専務取締役
 平成 16 年 6 月 同社顧問
 平成 17 年 6 月 リテラ・クレア証券株式会社常勤監査役
 平成 19 年 6 月 同社非常勤監査役

2. 監査役候補者の略歴

柴崎 真一（しばさき しんいち）

生年月日 昭和 32 年 6 月 6 日

略 歴 昭和 58 年 6 月 株式会社野村総合研究所入社
 平成 4 年 6 月 同社主任研究員
 平成 12 年 6 月 株式会社やさしい手経営顧問
 平成 15 年 10 月 同社常勤監査役

木村 圭二郎（きむら けいじろう）

生年月日 昭和 36 年 4 月 14 日

略 歴 昭和 62 年 4 月 弁護士登録（現任）
 昭和法律事務所入所
 平成 3 年 1 月 昭和法律事務所共同経営弁護士
 平成 5 年 9 月 ソネンシャイン・ナース&ローゼンサー法律事務所勤務
 平成 6 年 1 月 ニューヨーク州弁護士登録（現任）
 平成 7 年 7 月 弁理士登録（現任）
 平成 10 年 5 月 共栄法律事務所パートナー（現任）
 平成 16 年 4 月 関西学院大学大学院司法研究科教授（現任）

西本 和生（にしもと かずお）

生年月日 昭和 22 年 2 月 13 日

略 歴 昭和 48 年 4 月 大阪国税局入局
 昭和 61 年 9 月 西本和生税理士事務所所長（現任）
 昭和 62 年 1 月 西本不動産鑑定士事務所所長
 平成 7 年 5 月 株式会社きんき鑑定
 （旧西本不動産鑑定士事務所）代表取締役社長（現任）

(添付資料2)

平成 21 年 5 月 12 日

株式会社シャルレ 御中

答 申 書

株式会社シャルレ
ガバナンス監視委員会

委員長 稲 葉 威 雄

委員 竹 原 相 光

委員 河 津 博 史

当委員会は、貴社からの諮問事項に対して、下記のとおり答申する。

1. 諮問事項

貴社取締役会ないし指名委員会が、岡本雅文氏、橋本欣也氏、馬場博明氏、脇田純一氏を取締役候補者に、柴崎真一氏、西本和生氏、木村圭二郎氏を監査役候補者とする役員選任議案を貴社の次期定時株主総会において上程することについての相当性

2. 結論

貴社取締役会ないし指名委員会が、岡本氏、橋本氏、馬場氏、脇田氏を取締役候補者に、柴崎氏、西本氏、木村氏を監査役候補者とする役員選任議案を貴社の次期定時株主総会において上程することについて、これを不相当とする理由は認められない。

3. 理由

貴社取締役会ないし指名委員会は、各氏を役員候補者とする理由について、現任の執行役である、岡本氏及び橋本氏については、当委員会による平成 21 年 2 月 23 日付答申書に記載の理由、馬場氏については、当委員会による平成 21 年 3 月 31 日付答申書に記

載の理由を援用し、新たに取締役候補者とする脇田氏については、金融機関での長い勤務経験を有し、代表取締役専務や監査役を務めた経歴があり、幅広い知識・見識を有していることから、今後の貴社の事業展開についての有益なアドバイスが期待できることを、監査役候補者としての、柴崎氏については、シンクタンクでのアナリスト業務を通じて様々な企業の調査・分析を行ってきた経験があり、海外での勤務経験も豊富であることからグローバルな視点での意見も期待でき、また、監査役の実験も有していることから、経営全般に関する適切な監視が期待できること、木村氏については、企業法務などを専門とする弁護士としての専門的知見を有しており、主に貴社の上場会社としてのコンプライアンス態勢に関する有益な指摘と経営全般に関する適切な監視が期待できること、西本氏については、税理士としての専門的知見を有しており、国税局での長い勤務経験も有していることから、主に会計などに関する有益な指摘と経営全般に関する適切な監視が期待できること、をそれぞれ挙げる。

当委員会としては、岡本氏及び橋本氏については、当委員会による平成 21 年 2 月 23 日付答申書で、馬場氏については、当委員会による平成 21 年 3 月 31 日付答申書で、答申したとおりの理由により、貴社指名委員会が、岡本氏、馬場氏、橋本氏を取締役候補者として指名したことを、不相当とする理由はないと考える。また、他の候補者についても、貴社取締役会ないし指名委員会が、指名の理由とする点に特に問題はない。

ちなみに、貴社は、次期定時総会において、委員会設置会社から取締役会・監査役会設置会社への移行の定款変更をする予定であり、上記役員候補者の選任は、その定款変更を条件とするものである。この場合の取締役選任議案の決定が、指名委員会の役割かどうかについては、疑問もあるが、取締役会と指名委員会の構成員とは同一であり、また、その候補者選定の過程は、合理的なものであるから、この点についても問題はない。

また、各氏と貴社との接点について、脇田氏については、馬場氏の知人からの紹介、柴崎氏については、人材紹介会社を通じての紹介、木村氏については、以前、貴社が訴訟を依頼したことのある法律事務所を通じての紹介、西本氏については、馬場氏の知人からの紹介であり、いずれも創業者との間に何らの関係もないことからすると、創業者からの独立性の観点からも、特段の問題はない。

したがって、当委員会としては、各氏について、貴社の役員候補者として不相当とする理由はないと考えるので、上記結論のとおり答申する。

以 上